

4 . トピック “ 有機農業の現状と展望 ”

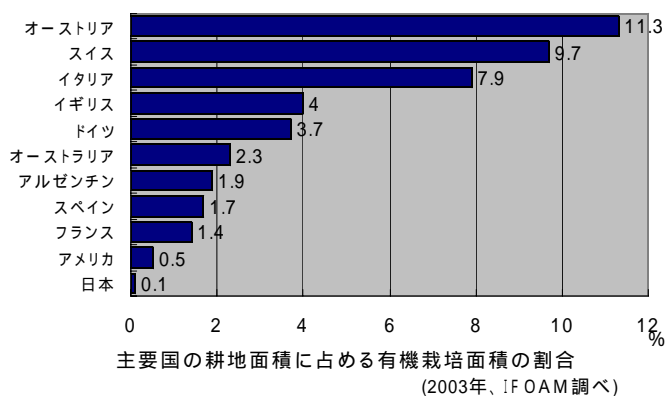
1) 有機農業の現状と推進方向

北海道農政部道産食品安全室 主幹 八谷 和彦

1 有機農業を取り巻く情勢

近年、国内では重要な家畜疾病や集団食中毒の発生、食品表示や農薬に関わる不祥事など、消費者の信頼を損なう事件、事故が続発し、「食」の安全・安心の確保は急務となっており、食の安全への期待から、有機農産物に対する消費者のニーズは相変わらず高い。また、様々な場面で環境に対する国民の意識は高まっており、農業場面でも生産活動が環境に及ぼす影響（環境負荷）は無視できない状態となってきたことから、有機農業を含む環境保全型農業の重要性はさらに高まっている。

一方、世界に目を移すと、グローバル化の波は「食」や「農」の分野にも及び、WTO や FTA の農業交渉によって貿易の自由化や市場原理の導入が今後も進むものと予想され、既に EU など各国は、国内農業を守るため、所得補償政策等によって有機農業やその他の環境保全型農業を強力に推進してきている。我が国でも環境保全型農業を推進しているが、有機農業の普及率について見ると、我が国の遅れは歴然としている。



また、農村に目を移すと、農家は農産物価格の低迷によって厳しい農家経営を続け、農業の担い手の減少や高齢化も進んでいるが、そういった中、農村地域の活性化のため、地域の特色を活かした個性ある農業の推進方策の一つとして、有機農業が注目される場面が多い。

北海道は、このような農業情勢にいち早く対応し、環境に調和した農業（環境保全型農業）として、平成3年よりクリーン農業を推進している。これに加え、今後も本道農業が情勢変化に的確に対応して農産物を供給し、地域の条件に適した多様な持続的農業を展開してゆくためには、クリーン農業の一層の発展を図るうえからも、有機農業について取り組みを強化する必要があると考えられる。

2 有機農業とは

有機農業の定義はいくつかあるが、一般には、生産性と経済性の向上を追求してきた近代農業とは異なる理念に基づき、土づくりを十分にやり、自然と調和することによって環境負荷を軽減し、同時に消費者ニーズにも対応して、化学肥料や農薬に基本的に依存しない栽培方法によって農産物を生産する農業とすることができる。クリーン農業等の一般的な環境保全型農業との大きな違いは、有機農業が無化学肥料・無農薬を前提とし、高い生産性の維持を前提としていないことである。ただし、無化学肥料・無農薬のみが有機農業の条件ではなく、有機 JAS 法(平成 13 年施行)においても、有機農産物の規格を次頁のように定めている。

なお、本発表における“有機農業”には有機畜産も含んでいるが、有機畜産物については、WHO/FAO の CODEX 委員会が平成 13 年に国際ガイドラインを採択したのを受けて、国によって現在、JAS 法の整備作業が進められている段階である。

有機JAS法における【有機農産物の生産の原則】

農業の自然循環機能の維持増進を図るために、化学的に合成された肥料、農薬の使用を避けることを基本とし、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り軽減した栽培管理方法を採用した圃場において生産されること。

【有機農産物生産方法の基準】(概要)

化学合成された農薬および肥料の3年間の不使用
従来栽培圃場や従来栽培農産物との適切な仕分け
肥沃な土づくりのうえで生産
環境負荷をできる限り軽減した方法で栽培管理
遺伝子組み換え植物は不可、など

3 北海道の有機農業の現状

上記の JAS 法による有機栽培の認定数は、道内全体で 194 件 288 戸、栽培面積は約 1,100ha、都道府県別では全国一の認定数である。本道農業に占める割合は戸数で 0.5%と低いが、平成 12 年の認定開始以来、その数は毎年増加している。

本年度、JAS 認定農家を対象に農政部が行ったアンケート調査では、次のような現状が把握できた。

1) 有機農業に取り組んだ動機は、「安全・安心な農産物の供給」とする農家が圧倒的に多く、次いで「環境保全」、「自分の健康」などである。日本有機農業研究会が結成され、有機農業が提唱されたのが昭和 46 年なので、現在有機栽培に取り組んでいる農家の中には、昭和 50 年前後から継続して取り組んでいる農家も少なくないが、2 割の農家が 5 ~ 10 年前に、3 割の農家が最近 5 年以内に開始しており、食の安全・安心への意識の高まりから見て、有機栽培の取り組み農家は今後も増加するものと予想される。

2) 有機栽培の継続年数とその面積の関係をみると、開始 5 年以内の農家は比較的小面積で栽培しているケースが多いが、取組年数が長い農家では大面積と小面積に分かれる傾向がある。有機栽培を行っている農家の有機栽培以外も含む全経営面積は 11.7ha/戸で、道内耕種農家の平均値と大差ない。有機栽培農家の 1/3 は全面積で有機栽培を、残り 2/3 は慣行栽培や特別栽培と併せて有機栽培を行っている。有機栽培面積の単純平均は 3.9ha/戸であった。

3) 有機農産物の出荷地域は、一般の道産野菜と同様に、道内より東京等の道外がやや多い。出荷方法は、宅配や直売店などによって消費者へ直接届けるケースや、有機農産物を扱う専門小売店へ出荷するケースが多く、農協を通した通常の大量流通のルートに載せていない(載らない)ものが多い。

4) 契約栽培や相対取引が多いため、再生産コストをある程度反映した価格となっており、市場原理に従って変動する通常の農産物よ

表 1 有機栽培農家の戸数と面積

| | 北海道 | 全国 |
|------------|-----------|-----------|
| 有機JAS認定件数 | 194 | 1,858 |
| 有機JAS認定農家数 | 288 | 4,474 |
| 全農家数に占める割合 | 0.5 % | 0.2 % |
| 有機栽培面積 | 約1,100 ha | 約5,000 ha |

注)平成 15 年 11 月現在。面積はアンケートによる推定。

表2 北海道の有機栽培農家の平均像

| | | |
|--------|--------------|----------|
| 経営主年齢 | 50.9 才 | |
| 農業従事者数 | 2.1 人 | |
| 作付面積 | 有機栽培 | 3.92 ha |
| | 有機栽培以外を含む全面積 | 11.65 ha |
| 販売額 | 有機栽培 | 800 万円 |
| | 有機栽培以外を含む合計 | 1,712 万円 |

注)平成 15 年アンケート調査による。

表 3 有機農産物の出荷先

| 出荷先 | 個人出荷 | グループ出荷 |
|-----------------|------|--------|
| 消費者へ直接 | 32 % | 18 % |
| 有機・特別栽培農産物専門小売店 | 23 | 26 |
| デパート等小売店 | 15 | 10 |
| 生協等消費者団体 | 6 | 10 |
| ホテル、レストラン等 | 5 | 5 |
| 食品加工業者 | 0 | 11 |
| 卸売市場 | 5 | 3 |
| 農協または集出荷業者 | 11 | 15 |
| その他 | 3 | 3 |

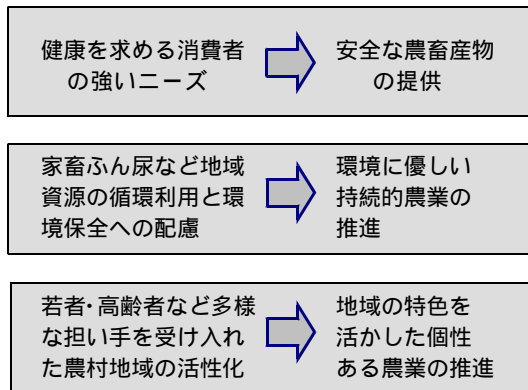
注)平成 15 年アンケート調査で、各戸が 1,2 位と答えた出荷先を集計。

り割高の価格となっている。有機栽培開始後の経営状況の変化は、4割の農家が良好、5割が変化なし、1割が悪化と答えており、収量の減少や労働時間の増加など、有機栽培をするうえの課題はあるものの、経営が悪化した農家より好転した農家のほうが多いようであった。

- 5) 有機栽培農家からの要望としては、生産技術全般についての技術開発のほか、経営支援制度の整備、認証制度の改善、技術情報や研修情報の整備、有機農産物のPRや消費者の啓発など、行政や試験研究に対して多くの要望が寄せられた。

4 有機農業の推進方向

道は、前記した農業を取り巻く情勢に基づき、環境にやさしく個性ある本道農業をさらに推進するため、平成16年度より、有機農業に対する取り組みを強化することとした。これによって、消費者ニーズに答える農畜産物の提供、資源や環境の保全、クリーン農業のレベルアップ等を図り、環境調和



安全で環境に優しい
有機農業が注目・期待

型農業を推進するとともに、地域の特色を活かした農村活性化の一助としたい考えである。

ただし、望ましい経営形態や今後の技術開発の到達度などに不明な点が多く、現時点でめざす有機農業の具体像を掲げるのは難しい。当面は、生産現場や流通の状況に応じて、下図のように、生産技術の試験研究をはじめとする各種施策を講じ、有機農業拡大のための課題を解決して、有機農業が多様な本道農業の中の一農法として確立させることが目標となるだろう。JAS有機の認定農家数で示せば、過去3年間で約300戸に達した現在の農家数を今後も年間100戸程度の割合で増加させていくことが目安となる。もちろん、JAS有機認定農産物の生産拡大のみが目標ではなく、前記した有機農産物生産の基本原則に従った農業の拡大や、道内各地の豊かな土地と資源と農家経営の特徴を活かした持続性の高い資源循環型農業の拡大が、有機農業推進の意図するところである。

有機農業拡大のための課題と今後の施策における取り組み

